

**都市計画法第29条開発許可申請書添付書類等一覧表(店舗)**

1	開発行為許可申請書	正・副	〈省令別記様式第2〉
2	申請手数料	納入済み通知書の写し	
3	委任状	第三者に手続きを委任する場合 (住所、氏名、郵便番号、電話番号を記入、法人の場合は担当者名記入)	
4	設計説明書		〈様式第1号〉
5	関係公共施設の管理者等に関する書類	公共施設の管理者に関する書類(新たに設置される公共施設)	〈様式第2号〉
		公共施設の管理者に関する書類(従前の公共施設)	〈様式第3号〉
6	店舗等を建築する旨申立書	建築する理由書、土地選定理由を併せて記入	
7	住民票抄本又は会社登記簿謄本	会社定款(個人:住民票抄本、法人:会社登記簿謄本、会社定款)	
8	事業計画書	事業内容(店舗名、業種、規模、営業時間等)	
		収支内訳書(周辺集落から考えて見込みで算出)	
		提供品目(メニュー及び料金表)	
		雇用計画(資格要件がある場合は雇用契約書及び住民票抄本添付)	
		資金計画(融資証明書、残高証明書、建物・設備見積書)	
9	申請地の登記事項証明書	原本(登記情報サービスは不可)	
10	土地所有権等の取得状況	売買契約書(印紙を貼る)/借地契約書(10年以上)/贈与契約書(印紙を貼る)、贈与者の印鑑証明書	
11	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書(土地)		〈様式第5号〉
12	開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書(工作物)		〈様式第5号〉
13	公図の写し	写した場所・日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名捺印	
14	位置図	都市計画図 10,000分の1程度	
15	案内図	地形図 2,500分の1程度に半径500mの範囲を記入(必要により記入)	
16	連たん図	住宅地図(縮尺、方位記入) 建物敷地間距離記入及び連たん戸数は住宅に番号を記入	
17	地積測量図	100分の1程度	
18	設計図	現況図及び造成計画図(縦横断面図)(100分の1程度、土地利用計画図と兼用可)	
		土地利用計画図(100分の1程度):建物の構造、高さ、建築面積、延床面積、設計者氏名、建ぺい率・容積率、接道の幅員・路線番号・建築基準法上の種別、駐車スペースを明示	
		平面図(100分の1程度):建物の構造、建築面積、延床面積、店舗内レイアウト、設計者氏名を記入	
		立面図(100分の1程度):建物の高さ、設計者氏名を記入	
		汚水・雑排水施設計画図(土地利用計画図と兼用可) 公共下水道等経路、浄化槽の位置記入、浄化槽構造図・人員算定基礎、放流同意書 蒸発散槽構造図・容量産出基礎(浸透式は不可)、汲み取り槽位置記入	
		雨水排水施設計画図(土地利用計画図と兼用可) 浸透槽の位置記入(4か所以上)、浸透槽構造図 放流の場合は放流同意書・雨水量計算書	
		給水計画平面図(土地利用計画図と兼用可) 給水施設の位置、経路等を記入	
その他記入すべき事項	敷地境界杭、建物の位置、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、道路の名称・認定番号、水の流れの方向、放流吐口の位置及び放流先の名称		
19	他法令の許可等	農地転用許可申請書又は許可書の写し	
		水路占用許可書の写し(図面も含む)	
		道路法第24条許可書の写し(図面も含む)	
		道路法第32条許可書の写し(図面も含む)	
20	法第34条第1号、第9条に該当する店舗等を建築する旨の申立書		
21	法第34条第13号に該当する権利を証する書類(法第34条第13号に該当する場合)		
22	その他審査上必要と認める書類で指示があったもの		

注) 土地の登記事項証明書、公図、戸籍謄本、住民票、評価証明等は3ヶ月以内のものとする。